



霞台厚生施設組合告示第 11 号

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 29 年 5 月 8 日

霞台厚生施設組合 管理者 今泉文彦



条件付き一般競争入札（郵便入札）

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 高令者福祉センター白雲荘解体工事
- (2) 工事場所 小美玉市高崎 1824 番地 399
- (3) 工事概要 高令者福祉センター白雲荘解体工事
R C 造 建築面積 1355.07 m²
延べ面積 1190.01 m²
本体建物解体撤去工事 N= 一式
外構撤去工事 N= 一式
- (4) 工期 契約日の翌日から 120 日間
- (5) 予定価格 金 69,680,000 円（消費税抜き）
- (6) 最低制限価格 設定する。

最低制限価格の取り扱いについて（石岡市ホームページ平成 29 年 4 月 14 日掲載）を参照すること。

2 入札に参加できる者の資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 平成 29・30 年度霞台厚生施設組合建設工事入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること。
- (3) 霞台厚生施設組合構成市町の石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町内に本店があること。
ただし、霞台厚生施設組合の発注する手持ちの工事件数（随意契約を除く。）が 3 件以内であること。
- (4) 茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づく指名停止を受けていないこと。ただし、指名停止期間は当該入札の告示日を基準とする。

- (5) 霞台厚生施設組合構成市町の建設工事暴力団等排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けていないこと。また、石岡市建設工事暴力団等排除対策措置要綱第5条に該当する行為も禁止する。
- (6) 法人名及び法人代表者において石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町の市・町税が課税対象となっている場合、当該入札参加申請時に当該市・町税を完納していること。ただし、告示日現在で納期限が到来しているものに限る。
- (7) 「解体工事業」(※平成28年6月1日以降、建設業許可申請における解体工事業の業種追加申請を行っていない場合は、「とび・土工・コンクリート工事」とする。)又は建築工事業について、特定建設業の許可を有していること。
- (8) 平成29・30年度霞台厚生施設組合建設工事入札参加資格申請時の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、「解体工事」(※平成28年6月1日以降、建設業許可申請における解体工事業の業種追加申請を行っていない場合は、「とび・土工・コンクリート工事」とする。)の総合評定値(P)が650点以上又は、「建築一式工事」の総合評定値(P)が700点以上であること、かつ、「解体工事」(※平成28年6月1日以降、建設業許可申請における解体工事業の業種追加申請を行っていない場合は、「とび・土工・コンクリート工事」とする。)又は建築一式工事の年間平均完成工事高が6,900万円以上であること。
- (9) この工事について、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額を遵守すること。
- (10) この工事に対応する技術者(3箇月以上の雇用関係がある者)を建設業法(昭和24年法律第100号)に従い現場に専任配置できること。
- (11) 入札参加有資格者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (12) 当該工事の入札は、入札書と積算内訳書を同時に提出すること。積算内訳書の様式は指定の様式とする。
- (13) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札参加申請方法

霞台厚生施設組合条件付き一般競争入札参加申請書及び添付書類をFAXにて申請すること。

FAX番号 0299-26-8660 霞台厚生施設組合 事務局

申請書は、インターネットによるホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://kasumidai.or.jp/>

上記様式が取得できないときは、霞台厚生施設組合事務局に用意してあります。

4 申請書の提出期間

平成 29 年 5 月 9 日（火）から平成 29 年 5 月 22 日（月）まで。
※平日の午前 9 時から午後 4 時までの間で F A X 願います。

※締め切り日は、午後 3 時までとする。

F A X 後、速やかに電話で必ず確認すること。

電話番号 0299-26-0246 霞台厚生施設組合 事務局

5 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には、平成 29 年 5 月 25 日（木）までに連絡します。

平成 29 年 5 月 25 日（木）までに電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。

6 設計図書等の閲覧

ホームページによる閲覧

霞台厚生施設組合ホームページよりダウンロード。ダウンロードする際のパスワードは、「ホームページの設計図書閲覧パスワード交付申請書」により申請し取得すること。閲覧期間は、平成 29 年 5 月 9 日（火）から平成 29 年 5 月 23 日（火）までとする。

※パスワードの交付申請期間は、平成 29 年 5 月 9 日（火）から平成 29 年 5 月 23 日（火）までの平日とし、時間は、午前 9 時から午後 4 時までの間に FAX 願います。

紙ベースによる閲覧

場所 霞台厚生施設組合 事務局

閲覧期間は、平成 29 年 5 月 9 日（火）から平成 29 年 5 月 23 日（火）までの平日とし、時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。

7 質問の方法

本工事内容の質問は、原則として質問書の提出（ファックス可）とします。

工事担当 霞台厚生施設組合 事務局

電話番号 0299-26-0246

FAX 番号 0299-26-8660

質問の期限 平成 29 年 5 月 24 日（水）正午まで

※質問書の回答は、後日速やかに質問者のみに回答します。

8 入札方法

(1) 郵便による入札

(2) あて先 〒311-3433 石岡郵便局留 霞台厚生施設組合 事務局 あて
※封筒の表には工事名，開札日を必ず記入すること。

(3) 到着期限 平成 29 年 5 月 29 日（月）まで，石岡郵便局到着のこと。
※期限までに届かない場合は，無効とする。
※入札書の日付は入札日（開札日）とする。

(4) 郵送方法 一般書留・簡易書留のいずれかによる。
※その他による方法については，無効とする。

9 入札（開札）日時等

(1) 入札（開札）日時 平成 29 年 5 月 31 日（水）午前 10 時 00 分
(2) 入札（開札）場所 霞台厚生施設組合 2 階会議室

※開札当日は，2 名の立ち会いになります。

※開札の結果は，翌日までにホームページに公表します。

10 入札保証金

免 除

11 契約保証金

要する。（契約金額の 1/10 以上の額とする。）ただし，利付国債又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険契約の締結を行った場合は，契約保証金を免除する。

12 落札者の決定

予定価格と最低制限価格の範囲内の価格で，最低の入札価格をした者を落札者とする。
ただし，すべての応札者が最低制限価格を下回った場合は不調とする。

13 前金払及び中間前金払

(1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金の 4 割で計算した金額以内の前金払を請求できる。

(2) 中間前金払の認定を受け，保証事業会社と中間前金払の保証契約を締結した場合は，請負代金のうち，2 割以内の中間前金払を請求できる。

14 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札参加者が予定価格を上回る金額で入札した場合は、当該入札は無効とし、明らかに入札妨害と認められるときは、霞台厚生施設組合の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (5) 積算内訳書は、必ず入札書とともに同封し内訳書にも会社名を記載して代表者印を押すこと。内訳書が同封されていない場合は無効とする。また、封書の工事名と同封の入札書の工事名が明らかに違う場合は、無効とする。
- (6) 積算内訳書の金額と入札書の内容は一致していること。積算過程におけるミスは失格とする。なお、積算内訳書に疑義が生じた場合は、入札を保留として審査を行うことがある。また、後日の審査結果によっては、入札の無効や氏名停止処分とする場合がある。
- (7) 落札額に同額者が複数いた場合は保留とし、日を改めて同額者による「くじ」で決定するものとする。
- (8) 予定価格は事前公表とし、最低制限価格は「石岡市建設工事最低制限価格の取り扱いについて」による算出とする。
- (9) 入札参加申請に当たり虚偽の記載及び過失による粗雑工事等については、石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱により措置するものとする。また、開札日までに茨城県及び石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町において建設工事等請負業者指名停止等措置要綱等に基づき指名停止となった場合は、入札を無効とする。
- (10) この入札に参加したものは、当該工事の下請けはできないものとする。
- (11) 落札者は、(財)日本建設情報センターのコリンズ（工事实績情報システム）に登録すること。
- (12) この工事は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。